

留学特別奨学金規程

運営委員会

平成31年3月13日制定

(目的)

第1条 本規程は、本学学生が外国留学をする場合に、その勉学に資するための経済的な支援をすることを目的とする。

(資格)

第2条 この奨学金を受けることができる者は、学業成績が優秀であり、留学により更に勉学意欲および学力向上が期待できると認められた者とする。

(対象)

第3条 本学交流協定校および国際交流委員会が認める教育機関において実質的な留学期間が半年以上、1年以下の学生を対象とする。

(免除額)

第4条 免除額は一人につき、留学期間に応じた学費相当額を免除とする。

(採用回数)

第5条 採用回数は、在学中1回とする。

(出願)

第6条 奨学金を志願する者は次の書類を提出しなければならない。

- (1) 奨学生願書
- (2) 演習担当者および学部長の推薦書

(決定)

第7条 奨学生の採用は国際交流委員会において選考の上、運営委員会の議を経て、学長がこれを決定する

2 奨学生の選考基準は、別に定める。

(採用)

第8条 奨学生として採用された場合は、誓約書を学長に提出しなければならない。

(資格喪失)

第9条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められた場合は、免除を取り消し、返還を求める。

- (1) 傷病などのために留学の見込みがなくなったとき
- (2) 学業成績不振又は性行が不良になったとき
- (3) 虚偽の申し立て、または記載により、不正の給付を受けたとき
- (4) 免除を必要としなくなったとき
- (5) その他、奨学生として適当でないと認められたとき

(事務の所管)

第10条 この規程に関する事務は、地域・国際交流課が所管する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て学長が行う。

(附記)

第12条 本規程を適正に運用するため、運用細則を別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程の制定により、「留学奨学金規程」(平成23年10月5日制定)、「留学奨学金規程細則」(平成23年4月1日制定)、「留学特別給付奨学金規程」(平成23年4月1日制定)、「留学特別給付奨学金規程運用細則」(平成23年10月5日制定)を廃止する。